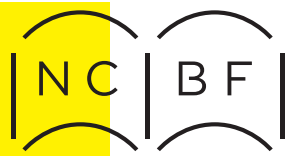


イベント・観光



こども本の森 中之島

Nakanoshima Children's Book Forest

3月1日に開館します。

「こども本の森 中之島」(安藤忠雄氏が大阪市に寄贈)では、皆さんからの寄贈本を含め、乳幼児から楽しめる絵本や、児童文学、図鑑などさまざまなジャンルの本をそろえています。

子どもたちが本の魅力に出会える「こども本の森 中之島」にぜひご来館ください!



〈イメージ図〉周辺環境は開館時には異なる可能性があります。



施設概要

- 住所** 〒530-0005 北区中之島1-1-28
- 開館時間** 9:30~17:00 ※3月1日(日)は14:00~18:00
- 休館日** 月曜(月曜が祝日の場合は翌平日)、年末年始、蔵書整理期間 ※3月2日(月)は開館
- 利用対象者** 主に乳幼児から中学生までとその保護者
- 入館料** 無料
- 電話番号** 6204-0808 (開館時間のみ電話対応可)

5月末までの入館方法：土日祝・春休みは予約制

- 申込締切** 2月11日(火・祝)まで(往復ハガキは消印有効)
- 対象期間** 3月~5月末までの土日祝・春休み(3月25日~4月7日)
- 予約方法** 往復ハガキまたはメール(ncbf-yoyaku@kodomohonnomori.osaka)に、右記の申込内容を書いて、「こども本の森 中之島」へ送付してください。抽選結果は、2月下旬にお知らせします。落選者には別の日程を提案させていただきます。

※平日(春休みを除く)は整理券による入館となります。(9:30から本の森入口で配布)

- 申込内容** 「こども本の森 予約申し込み」と明記のうえ、①参加希望人数(中学生までの子どもを含む1組5人まで) ②代表者氏名 ③住所 ④電話番号 ⑤入館希望日・時間帯(第2希望まで/時間帯はA~Eを選択)
- 3月1日のみ A 9:30~ B 11:00~ C 12:30~ D 14:00~ E 15:30~ A 14:00~ B 15:30~ C 17:00~(18:00まで)

※1枠75分で入れ替え制となります。

問い合わせ ▶ 経済戦略局文化課 ☎6469-3890 ☎6469-3897

※詳しくはホームページをご覧ください。 [こども本の森 中之島](#) 検索

市政

新たな大都市制度について

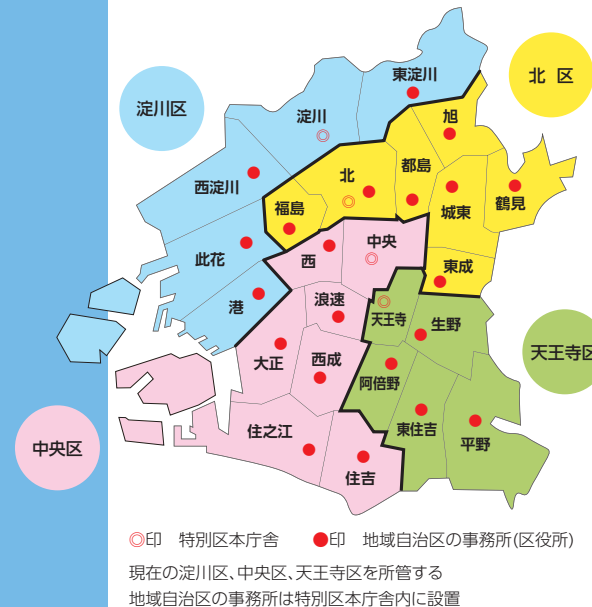
大都市制度(特別区設置)協議会における議論の状況 ~基本的方向性が決定されました~

- ◆ 第31回大都市制度(特別区設置)協議会(令和元年12月26日開催)において、「特別区設置協定書(案)」の作成に向けた基本的方向性が決定されました。
- ◆ 協議会での委員間協議で主な論点となった事項を中心に、その内容をご紹介します。
- ◆ 今後、協議会において、下記の内容等をもとに、具体的な協定書(案)の作成に向けて協議されます。

最新の議論状況は、大阪市ホームページの「大都市制度(特別区設置)協議会」でご覧いただけます。

▶ 特別区の区割り・名称(本庁舎の位置)

- 4つの特別区を設置
- 淀川区(現 淀川区役所) 北 区(現 大阪市役所)
 - 中央区(現 中央区役所) 天王寺区(現 天王寺区役所)



▶ 特別区設置の日

- 2025年(令和7年)1月1日
- ・十分な準備期間の確保
 - ・住民サービスやシステムの円滑な移行に配慮

▶ 特別区と大阪府の事務

- 特別区と大阪府の役割分担を徹底**
- ・特別区は住民に身近な事務を実施
 - ・大阪府は大阪全体の成長・都市の発展、安心・安全に関わる事務を実施

◆ 特別区制度は大阪府市を再編し、広域行政は府へ一元化するとともに、大阪府市をなくし基礎自治体として4つの特別区を設置するものです。

問い合わせ ▶ 副首都推進局問い合わせ担当 ☎6208-8989 ☎6202-9355

▶ 住民サービスの維持

大阪府及び大阪市は適正に事務を引き継ぎ、特別区設置の際は、**大阪府の特色ある住民サービスは、その内容や水準を維持**

▶ 住民サービスを支える財源配分

適切に住民サービスを提供するため、特別区と大阪府の役割分担に応じて財源を配分するとともに、特別区間の財政格差を是正

- ・特別区設置後10年間にわたって特別な追加配分を行うなど、特別区の財源を充実

▶ 地域自治体の設置と窓口サービスの維持

現在の24区単位で地域自治体を設置

現在の区役所(地域自治体の事務所)で窓口サービスを引き続き実施。区役所の名称は現行どおり

▶ 児童相談所(一時保護所含む)の設置

全ての特別区に児童相談所と一時保護所を設置

- ・組織体制の整備などを着実に推進

▶ 特別区の議会

特別区ごとに設置する議会は、それぞれの特別区区域を選挙区とする

議員定数は、淀川区18人、北区23人、中央区23人、天王寺区19人とする

▶ 特別区の庁舎

特別区設置の際は、コスト抑制の観点から既存庁舎の活用を優先し、庁舎が不足する特別区(淀川区、天王寺区)は、**現大阪市本庁舎も活用**

- ・将来的な庁舎のあり方について、特別区長・区議会を拘束するものではない